

非常識と常識の結合のススメ： 新たな知財戦略を例に

Toshikatsu MIKI **三木俊克** 独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)



非常識と常識の新たな結合が進化をもたらす

筆者は、科学技術は「知識の蓄積、体系化、そして突然変異」の積み上げによって発展してきたと考えている。すなわち、過去から蓄積されてきた「常識」の上に「既存の常識と違う非常識な発想や知識」が加わり、両者が新たに「結合」して「進化した常識を構築」する、このようなプロセスの繰り返しは科学技術の発展をもたらしたと思っている。

そもそも地球上で繁栄してきた生物は、ウイルスのような単純な生命体から進化してきた。生物種の進化を新たな機能や形質の獲得という面に着目すると、例えばサルが密林の樹上から草原に降りて二足歩行し始めた後に樹上生活で必要だった尻尾を失ったように、「進化」は同時に「退化」を伴う。

人間の活動がつくり上げてきた生産物はどうか。生産物も「進化と退化」、「繁栄と絶滅」の歴史をもつ。例えば、身近な道具であればダイヤル式電話機からスマートフォンまでの変遷、道具の構成要素である材料であれば新たな材料の出現等からもわかるように、「進化と退化」、「繁栄と絶滅」が繰り返されてきた。なお、生産物の「繁栄と絶滅」には、マズローの「欲求の五段階説」に示されたような段階ごとに異なる人間の「欲求」が強く影響することは言うまでもない。

科学技術によるイノベーションで世界が競争する中、我々は「既存の常識とは異なる非常識」の獲得に力を尽くし、その上で「既存の常識」との「新たな結合」をつくることに価値を見出すことが必要なのではないか、これが筆者の第一の主張点である。

我々がいつの間にか信じている常識とは何なのか

世間でよくいわれる常識的な説または主張の中から2つの説を下欄に示す。各々の説に対して同意するかどうか、YESまたはNOに○を付けていただきたい。

Q1. 新規性や進歩性の高い成果を出すには、最新鋭装置を導入してデータを得ることが望ましい。

YES NO

Q2. 特許を取得・活用することが科学技術によるイノベーションを促進する。

YES NO

さてどうであろうか。「確かにそうだった」、「概ね正しそうだ」等の理由でYESに○を付す、または「残念ながら違う」、「違っていきそうだ」等の理由でNOに○を付す場合もあったらう。

ここでは、敢えてアンチ常識側に立ってみよう。Q1については、「装置は道具であって、新規性や進歩性の高いアイデアや仮説は人の脳からのみ生まれる」、「最新鋭の装置が必要な場合は、それを保有する機関に行ってデータをとるか、外注する道もある」等の考えに基づいて否定することが可能である。また、「装置は道具なのだから、目的を達成するには自分で改造することも必要であって単なる導入では不十分」という考えも成り立つ。こうした考えをもつ研究者は少なくない。突き詰めていくと、設備や装置より「欲求」といった本能的なパッションの方が研究の駆動力として効いてくるし、筆者の研究生活においても「好奇心」や「執着心」が効いていたと思う。

広く受け入れられている常識には「確かなもの」と「不確かなもの」とが混在する。常識にトラップされ、うまくいかないときにそれをイクスキューズの理由にするのではなく、狙いの実現のために徹底的に頭を使う。こうした姿勢をもつことを、研究者、特に若手研究者や大学院生には強く推奨したい。

時代とともに変わってきた特許等の利活用

Q2の「特許を取得・活用することが科学技術によるイノベーションを促進する」という説には、筆者も基本的に同意するが、ここでも敢えてアンチ常識側に立って検討してみたい。ただし、検討の前に特許制度の目的、特許の価値、さらには特許の利活用の最近の実態などを見ておこう。

特許法の目的は「産業の発達」とされている。ところでよくよく考えてみると、技術は「価値創造の手段」として確かな実態があるが、特許は単なる文書に過ぎ

ない。特許がその価値を顕在化するのには自社の事業を守る、あるいは他社の事業を攻めるときであって、特許の価値の源泉はその「独占排他権」に起因する。

特許を含む知的財産は、近年、企業の経営戦略と緊密に関係するようになってきた。最近、製薬業界だけでなくあらゆる業界で、企業買収による技術や特許の取得が盛んになっている。最近の大型買収としては、Google (米) が2012年5月にMotorola (米) を125億ドルで買収したニュースが記憶に新しいが、Googleの狙いは1万5千件を超える特許ポートフォリオの獲得だともいわれている。

特許の売上が盛んになるにつれ、一方では、自らは研究開発だけでなく生産やサービス提供の事業もせずに、他者から取得した特許を使って事業を実施する企業に対し「独占排他権」を行使しながら法外な対価を要求することを専ら業とする事業者、いわゆる「パテント・トロール」が暗躍する状況も生まれている。

こうした特許の利活用を巡る最近の動向の背景には、特許がもつ「独占排他権」を営利活動にいかんなく活用するかという考えがある。

特許等の独占排他権を巡る課題と筆者の見解

特許の「独占排他権」がイノベーションを阻害することがある。「パテント・トロール」の活動はその一例である。さらに、複数の権利者によって事業化に必要な特許群が分散保有された場合、各権利者が「独占排他権」を主張し続けると事業化が難しくなって「産業の発達」を阻害することもある。このように、「特許を取得・活用することが科学技術によるイノベーションを促進する」とは言えない事態が起こりうる。

イノベーションを阻害する「パテント・トロール」の活動を抑制するには、前提となる特許が入手しにくい状況をつくるべきである。例えば、企業等には、不要になった特許を安易に売却しないことが求められる。中小企業等の事業のために実施権を格安な実施料でライセンスする、ライセンス希望がないときは、敢えて権利を放棄して「独占排他権」を失効させることすら必要になる。大学等も特許の活用を目指しているが、安易な売却は慎むべきということになる。

公的資金が投入された産学連携型研究開発コンソーシアムでは、特許を受ける権利が、日本版バイ・ドール条項の適用によって、コンソーシアムに参加する複数の企業、公的研究機関、大学等に帰属し、最終的に特許が分散管理される。その結果、ある企業ではお蔵入り、ある企業では有望シーズとして蓄積、ある大学では外国特許権も含め維持が困難となって第三者へ売却または放棄、こうした事態が生まれやすく、結果と

してイノベーションが阻害される。このような事態は机上の話でなく、実際によく起こる。

多額の公的投資で生まれた特許群が分散管理されるために将来の事業化が困難になることは国富の喪失といえる。そこで、INPITでは、3年前から政府の大型資金が投入される研究開発プロジェクトの一部に専門人材を派遣し、プロジェクトの知財戦略策定を支援してきた。その結果、以下に示すような従来の常識のみでは考えにくい新たな「特許管理活用モデル」が生まれてきた。すなわち、プロジェクトに参加した各機関がプロジェクト実施中に願する特許（プロジェクト実施前の特許を含むこともある）の「独占排他権」を部分的に制限し、各機関が1つの代表機関に「サブライセンス権^(注)付きの通常実施権」を付与して集約する。こうすると、実施権を得た代表機関にはサブライセンス権が付与されるので、プロジェクトに参加した任意の企業に対して事業実施に必要な特許をライセンスでき、分散管理されていた特許群をスムーズに事業化に活用できるというものである。もちろん、特許が実施されると特許権者に実施料が還元される。

「独占排他権」を可能な限り行使できるように特許を管理することを常識としていた企業からは、当初は非常識なものとして否定する意見もあったが、こうした仕組みで特許を管理活用することが互いの利益になる可能性があることが認識され始めるにつれ、「独占排他権」の部分的な制限という非常識と従来からの常識との新結合が生まれてきた。このモデルは、新たな常識として広く受け入れられるまでには至っていないものの、一部のプロジェクトで使われ始めている。

常識に捉われない非常識な発想を常識に結合する

常識を吟味なしに信じず、事実を確かめ、新たな発想を掘り起こす。最初に常識外れなことを唱えたときは非常識といわれるが、科学技術も産業もこうしたプロセスがあってこそ前進する。当初は非常識といわれても、根拠さえあれば既存の常識と結合し新たな常識を形成していく。再度、このことを強調したい。

© 2014 The Chemical Society of Japan

(注)「サブライセンス権」とは、「権利者からライセンスを受けた者が第三者にライセンスを許諾できる権利」のことをいう。したがって、実施権にサブライセンス権が付けられると、ライセンスを受けた者がさらに第三者に対してライセンスすることができる。

ここに載せた論説は、日本化学会の論説委員会が依頼した執筆者によるもので、文責は基本的には執筆者にあります。日本化学会では、この内容が当会にとって重要な意見として掲載するものです。ご意見、ご感想を下記へお寄せ下さい。
論説委員会 E-mail: ronsetsu@chemistry.or.jp